

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第三十一号

(三八五)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 薪炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引上げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願

(第十七號)

- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豐川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百五號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百九號)
- 農産物の増産に關する陳情(第一百十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 農用人參試驗場設置に關する請願(第六十六號)

米價改訂に關する陳情(第二百二十號)

- 民有林野制度の確立に關する陳情(第二百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第二百四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百五十號)
- 運配主食の價格に關する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に關する請願(第一百二號)
- 薪炭の價格に關する陳情(第一百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第一百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百八十八號)

農産物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十二號)

- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百九十二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百九十七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百九十九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漕用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 泰山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)

- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 動勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百九十四號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百號)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七號)
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)
- 農地改革促進に關する請願(第二百十三號)
- 東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
- 種卵及びひなの價格調整並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)
- 開拓資金増額に關する陳情(第三百三十號)
- 農地法による山林開墾行進は正に關する陳情(第三百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及・實施に關する陳情(第三百三十五號)
- 千葉縣長生野茂原乾園所の設備を縣營給與會に還元することに關する陳情(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二號)
- 三方原場水事業に關する陳情(第三百四十五號)
- 富士山ろく開發農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十九號)
- こうじ類の一般製造に關する請願(第二百四十六號)
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二百四十八號)
- 茨城縣下のかん害對策助成に關する請願(第二百七十六號)
- 大池用水幹線改良に關する請願(第二百九十號)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八號)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第三百八十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十一號)
- 農業共済保險法案中の農家負擔等に關する陳情(第三百九十三號)
- 食糧緊急對策に關する陳情(第三百九十九號)
- 養蠶協同組合獨立強化に關する陳情(第四百號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七號)
- 觀光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六號)
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四號)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願(第三百三十三號)
- 民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五號)
- 鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六號)
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四號)
- 邑知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百二十六號)
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營とすることに關する陳情(第四百三十六號)
- 農業災害補償法案(内閣送付)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八號)
- 主食の均てん配付に關する陳情(第四百四十號)
- 新設田市舊町裏練兵場拂下げに關する陳情(第四百四十一號)
- 食料品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九號)
- 農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十號)
- 民有未墾地買収計畫の樹立その他に關する陳情(第四百五十二號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四號)
- 邑知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百五十五號)
- 東京都の新築増配に關する陳情(第四百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八號)
- 元御料林拂下げに關する陳情(第四百七十號)
- 植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一號)
- 適地開拓に關する請願(第四百二號)
- 北海道農業試驗場復興助成に關する請願(第四百七號)
- 樺太干拓事業實現促進に關する請願(第四百二十號)
- ビール麥栽培獎勵に關する請願(第四百二十五號)
- 農業協同組合法の制定その他に關する陳情(第四百八十二號)
- 新設生産者價格等に關する陳情(第四百八十三號)
- 鹿児島縣指宿郡内のかん害救済に關する陳情(第四百八十六號)
- 農業保險制度の擴充強化に關する陳情(第四百九十一號)
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百一號)
- 水害林業對策に關する陳情(第五百一十一號)
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情(第五百二十三號)
- 農業協同組合法案その他に關する陳情(第五百二十四號)
- 農馬法の改正に關する陳情(第五百二十五號)
- 適正米價決定に關する陳情(第五百二十六號)
- 樺太沿岸干拓事業實現促進に關する陳情(第五百二十八號)
- 千葉縣下のかん害復興助成に關する陳情(第五百二十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百三十四號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百三十八號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十一號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第五百四十四號)
- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 國有林野法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 緊急食糧需給に關する特別措置法案(衆議院送付)
- 農地調整法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願(第四百五十號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第四百五十二號)
- 纖維産業従業者に對する加配米及び物資報奨配給に關する請願(第四百六十三號)
- 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願(第四百七十二號)
- 山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願(第四百八十號)
- 農地制度改革等に關する請願(第四百八十一號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十六號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百五十一號)
- あひる飼育事業の擴充強化に關する陳情(第五百五十四號)
- 緊急開拓事業費の増額に關する陳情(第五百六十九號)
- 水害緊急對策用建築資材の配給に關する陳情(第五百七十號)
- 大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情(第五百七十一號)
- 農地制度改革に關する陳情(第五百七十二號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第五百七十三號)
- 農業協同組合法案中に新築を明記す

ることに關する陳情(第五百七十四號)

昭和二十二年十一月十二日(水曜日)午前十時五十六分開會

本日の會議に付した事件

○林業等に關する小委員の選定

○農業災害補償法案

○自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

○農地調整法の一部を改正する法律案

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

○委員(楠見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に御了承を得て置きたいと存じますが、それは農業災害補償法につきましては、昨日もちよと申上げましたように衆議院では大體賛成を終了して、追つかけて參議院の方に送付になると思ふのであります。この法案は御承知の通りに本年の水害についても適用されるということになつておりまして、水害地帯或いは旱魃地帯の農家に取りますのは、一日も早くこの法案の成立を期待しておるような状態でありまして、從つて參議院といたしましては、衆議院から送付になりますれば、できる限り早くこれを成立させたいと思つておるものであります。そういう意味からいたしまして、實は昨日も連記がございましたので、委員打合會の形式でいたしましたけれども、できれば一應の豫備審査としての質疑を本日中午に終了いたしました。正式に衆議院から案が廻つて來るのを待つて最後の仕上げをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。從つてそういう意味からいたしまして、できるだけ本日本一應の質疑は終了して頂きたい。

このことをお願いしたいと思ひます。それから今週の委員會としての豫定でございますが、本日はできれば午後も續行いたしまして、實は連記の關係が非常に窮屈になつておりますので、連記のある間にいたさなければならぬ。例えば法案の提案理由の説明を伺いますとか、そういうようなことは、どうしてもこれは連記がなければできませんので、都合によりましては、本日の午後は自作農創設特別措置法の一部改正法律及び農地調整法の改正法律等についての提案理由を伺つて置いたかどうかと思ひます。それから明日はこれは連記が都合がつかないもので、委員會の打合會の形式で、今申しました二つの法案について内容的の説明を伺つて置きたいと存じます。それから明日の午後は豫ねて商業委員長の方から申込みがございまして、商業委員會と水産委員會と農林委員會、この三つの連合委員會を開いて生鮮食料品の統制の問題について懇談をしたいという申し入れを受けておるのであります。從つて明日は午前は先程申しましたような法案の内容を伺うことにいたしますが、午後はその方の關係がございしますので、できるだけ懇談會の方に御出席を願わしいと存じますのであります。

それから明後日は委員會は休みであります。それから十五日の土曜日であります。これは農業資産相続特別に關する法案について、かねて司法委員會に當委員會の間で連合委員會を持つて更にその小委員を出して、小委員の方々において御審査を願つておつたのであります。大體の結論が付いたよ

うでありますから、連合委員會において御報告を願ひ、一應連合委員會を解くということにしたいと思つております。土曜日はそういう運びにしたいと思ひます。委員會自身として付託された法案を審議いたします期間、本日は明日の午前というところになつております。その點を豫め申上げて置きます。

それから大分お揃ひのようでありまして、この際申上げて置きたいことは、これもかねて御了解を得ておりましたこととありますが、林業關係の小委員をこの農林委員會に設けるということとありますが、各派の方々と御相談をいたしておつたのであります。先日林業委員會の小委員の指名については、委員長に御一任を願ひにいたしました。只今から林業委員會の小委員の御指名をいたしたいと存じます。それは徳川さん、河井さん、石川さん、岡村さん、高橋さん、木村さん、平沼さん、柴田さん、木下さん、廣瀬さん、以上の十一名のお方に林業委員會をお願いしたいと思ひます。林業委員會においてお願いしたいことは、これはもう先日申上げて置きましたが、森林活水対策について政府が立案せられるに當つて、この委員會として國土委員會その他とも十分連絡を願つて、必要の助言或いは推進をして戴く。又委員會自身として独自の觀點から森林政策に關する、或いは又森林立法に關する事項についての御研究をお願いしたいと思ひます。それが第一點であります。

それから陳情、請願で、いろいろの案件が出ておりますが、この陳情、請願の中で、林業關係のもの及び治山治

水にも關係がございします農業水利の事柄、及び開拓關係の事項についても御審議を願わしいと思ひます。

それからもう一つの問題は、今年の冬の燃料對策について近く電氣委員會、鑛工業委員會、運輸交通委員會及び農林委員會の四つの連合委員會が設けられることになる豫定であります。その連合委員會においては、更に所屬の各委員會から小委員を設けて具體的に御検討を願ひ、又必要な政府に對する助言、推進をして頂くわけでありまして、その十一名の小委員の中から更に三、四名の小委員を御選抜願つて、その連合小委員會にお出し願ひたいと思ひます。いづれその問題に具體化したした場合に必要な御連絡を申上げたいと思ひます。大體さういふようなことで御進行を願ひたいと思ひます。同時に小委員の方々におかれましては、できるだけ早い機会に御會合願つて委員長を御選任願ひたいと思ひます。それだけ本日の議題に入ります前に申上げて置きます。

それでは引續いて農業災害補償法案について御審議願ひたいと思ひます。農政局長も追つかけて見えますが、今保險局長がおりますから事務的の問題についての御質疑を先ず先にお進め願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 事務的の問題で逐條的に大體御質疑申上げたいと思ひるのであります。

第十五條の第一項の組合員の資格に關する命令事項であります。命令事項の第一に書いてあるのは、資格が明らかでないように考えられるのであります。今配付して頂いた定款例によ

つて見ますと、第五條で明らかになつておるのであります。これは命令事項でもう少し定款に書いてあるように明らかにする必要があるんじゃないやうなところがあると思ひます。それを命令事項では明らかにせずして、定款で明らかにしてあるところの理由はどこにあるのか。それから第二號の種豚であります。種豚というのは雄豚だけであるのか。繁殖用に供するところの雌も種豚の中に言つておるのであるのか。

それから第十六條で、第十五條の第一號と第二號との該當者は加入の點について區別してあるのではありませんか。第一號の該當者は強制加入であるのだから、第二號は任意加入であるのだから、一方を任意加入とするの強制加入で、一方を任意加入とするの強制加入で、これを區別したところの理由はどこにあるのか。

それから第十八條で、代理人を組合員に限定しないのであります。これは農業協同組合の際にも申上げたのであります。法律で組合員に限定する必要があるのじゃないか、こう考へるのであります。同様にその問題は、二十三條の第五項の場合も同様であります。

それから第十九條の第二項の「定款で特別の定をしたとき」と書いてありますが、その「特別の定」とはどんなものであるか。二十三條の第三項の「設立に必要な事項の決定」ということであります。これはどういふふうなことであるのか。第三十九條の組合員名簿であります。これは命令で定めると書いてあるのではありませんか。農業協同組合では法律の中に書いてあるので

第九部 農林委員會會議錄第三十一号 昭和二十二年十一月十二日【衆議院】

あります。今配付されたところの模範定款を拜見して見ますというところ、七十一條に組合員名簿に記載する事項が書いてあるのではありません。同じ時期に出されるの法律であつて、農業協同組合では法律に書き、今度の法律においては命令に委ねて法律に書かなくつたところの理由はどこにあるのであつたか。

それから戻りますが、三十一條の第四項で「役員は、無記名投票によつてこれを進行。」と書いてあるのがあるが、満場一致の同意を得たならば、投票によらなくても差支えないじやないか。絶對的に投票によらなければならない理由であるのか。第五十九條の第一項の第一號の「及び第十一號に掲げる事項」であります。これも農業協同組合の書き方と、今度の書き方と違つてるところの理由はどこにあるのであるか。農業協同組合では十一號に掲げてある事項と書いてあるが、最後に公告と書いてあるのつて、これには一括して書いてあるのではありませんが、立法技術であります。が、區別されたところの理由はどこにあるか。法律第五十四條によつて見ます。と、解散の場合においては理事が清算人となつて法律で決めてあるのではありません。然るに六十五條によつて見ますと、組合が解散した場合においては、清算人の受任の登記をやらなくちゃできない、こゝういふうなことになるのであります。が、從來の商業組合を見て見ますと、産業組合を見て見ますと、農業團體法を見て見ても、すべてこゝういふうな清算人となる場合においては、清算人受任の登記はせなかつたのであり

ます。特に清算人を法律で決めて置ながら、更に清算につきましては清算人の登記をせなくちゃできないという理由はどこにあるのであるか。

それから六十六條によれば、清算が終了したときには、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては登記せなくちゃできない。この清算終了の時期であります。これは今までのいふと登記を取扱つておる登記所の都合でいろ／＼の解釋をしておるのであります。この際政府においては清算終了の時期といふものをいつと考へておられるのであるか。清算終了した場合には總會を開いて承認を求めなくちゃできない、承認を求めて支拂をするといふうなことになるのであつたならば、清算終了の日といふものはいつであるか。この日をどういふうに決めるかといふことをお伺ひしたいと思ふのであります。それから従たる事務所といふのがあつたのであります。従たる事務所といふものはどういふうなものが従たる事務所であるか、今同の組合では縣に保險組合が、郡には支部ができるといふおるのであります。が、その支部には事務の一部を分擔させるのであります。その事務の一部を分擔させる支部は従たる事務所であるか、従たる事務所でないのか、從來の例によつて見ますと、これを従たる事務所とする場合と、従たる事務所とせない場合とがあるのであります。で、そゝういふうな支部は従たる事務所とせないといふことに定めて置たいと思ふのであります。従たる事務所じやないといふ解釋して差支ないのであるかどうか。

で規定するといふ食糧、農作物の種類はどういふうなものであるか。これから同じく第三號と第四號に、馬のみに明けて二歳以上こゝういふうなことを書いてあるのではありません。馬のみにこゝういふうな年齢を定めたところの理由はどこにあるのであるか。又第五號において、馬の場合と牛の場合と區別してありますが、馬の場合と牛の場合を區別せなくちゃできないところの理由はどこにあるのであるか。

八十六條で、組合員は定額の共済掛金を支拂わなくちゃいけないのであります。が、若しこれが支拂いを拒んだ場合があるとしたら、その場合の徴收方法はいかなる方法で徴收されるのであるか。八十七條で國庫が負擔する事務員以外の事務費は組合で負擔せなくちゃいけないといふことになつておるのであります。が、事務員の費用は全額國庫が負擔されるのであるかどうか、以上お尋ね申上げます。

〇説明員(安田誠三君) 第十五條の命令で定むるところによつて、定款でその資格を或る程度別に定めることができれば、この御承知の通りに非常な耕作反別の違つた場合とか、或は掃立卵量の場合に少いような場合を一應除外したかどうかといふので、こゝでその範圍を定款で決めるようにしておるのでございします。それはこれを命令で書くといふことになりまして、非常に同じ一段歩と押えまして、地方々々によつてその一段歩の持つ経済的意味、或いは掃立卵量の大小といふものが、地方によつて非常に農家經濟上重點が違ひますので、それを一律に決め難いとい

うので、これは各農業共済組合の定款に譲るようになつた方が實際の運営上うまく行くのじやないか、こゝういふのでこの點を定款に譲つておるのであります。併しながらこの共済組合の精神から申しますと、或るべく多數のいゝわば耕作上の、或いは養蠶經營上の經濟を負擔している者は、或るべく多數包含して行きたい。こゝういふうに考へておるのであります。が、地方では事情によつて、只今申しましたように非常に細かいような經營をやつておるような場合は、事務の點から言つても煩瑣に互ひますので、それを定款に譲るようには各組合でその範圍を決めようとした。それで定款例で示しておりますのは、一應これは大きな限度を示して置く、こゝういふうに考へておるのであります。さういふに御承知をお願いしたいと思います。

それから第十六條の場合におきまして、農作物と蠶繭に關する限りは、強制の加入といふ方式を取つております。が、家畜に關しては任意加入である、こゝういふことになつております。これは現在の農業保險法、家畜保險法も大體こゝういつた精神で立法されております。が、今回の法案の制定當時においては、これはこの機會に兩者共にきつば強制加入の方法にしたいといふうな考え方がありましたのであります。が、いろ／＼の各方面の御意見がありまして、特にこゝういふうな區別をいたしましたのは、農作物については相當これは日本の食糧事情といふものからして、農家に相當な供出等について相當をして、食糧については國家管理をして、こゝういふうな事情と、それから相當日本の農業災害

といふものが特殊な事情にあるといふので、これを假に任意にするといふことになると、保險制度といふものの全體の構成が、基本的に搖らぐ危険がある。こゝういつた觀點から農作物と蠶繭については、特別にこれを強制加入といたしましたのであります。家畜につきましてはとにかく現行法における方針をやはりそのまま踏襲した方がよろう。特に家畜の所有者は、相當にこゝう農家として耕作ばかりをやつておる農家と若干違つた能力、或いは掛金能力等においても違つた能力を持つておるといふので、これは最終的には家畜については自由にするといふうな規定になつたのでございします。

それからこの種族につきましてでございます。が、種族はこれは兩方を含んでおる。こゝういふうに御解釋をお願いしたいと思います。

それから第十八條の今の組合員に限定しないといふことは、或るべくこの法案全體を、民主的な方法によつて運営して行くのが適當であるといふうな觀點において、この十八條の規定は設けてあるのでございます。

申込をさせなやならんというような
手續上の煩瑣を除くために、大體三々
月というものを家畜については一應共
済關係の全部の消滅によつても、尙組
合員として存続して行く、こういうふ
うな考えでおるのでございます。

それから三十一條の役員選挙の場合
の無記名投票は、これは組合員の意思
を自由に表明させるという趣旨から、
無記名投票というふうにしたしておる
のでございます。それから三十九條の
この組合員名簿に記載します事項は、
これは協同組合と違ひまして、相當共
済事業というものの内容が明瞭になつ
ておりますので、特にこの法律にこの
點を記載する必要があるというの
で、この點は協同組合と違つておるの
でございます。それから……。

○藤野雄雄君 五十九條の第十一號の
公告の方法ですが、それが協同組合で
は別に四號として書いてあるにも拘わ
らずここで第十一號として一括した理
由は立法上面白くないぢやないか、順
序が……登記の體裁から言つてもお
かしいぢやないか……。

○説明員(安田誠三君) そうですか、
これは特別な理由はないと思つており
ます。

○藤野雄雄君 五十四條の清算人の登
記ですが、理事が清算人と書いてある
のであるから、清算に入つたからと言
つて清算人の登記を特別にする必要は
ないぢやないか、従来の法律が全部そ
うなつております。特に六十五條で清
算人の登記をしるというところは、從來
の法律と違つて要らないことを登記す
るのぢやないかと思ひます。

○政府委員(山澤利作君) 或る程五十
四條の法文によりまして、理事が清算

人に當然なることになつておるのであ
ります。五十四條但書におきまし
て、又他人をも選任するわけでありま
して、従つて絕對的に法律上決まつて
おるわけではございません。その意味
におきまして清算人が決まれば改めて
登記をするということに相成つておる
と思ふのです。それから六十六條の清
算終了の日はいつであるかという點で
ございまして、これも恐らく慣例等ご
ざいましてと思ひますが、私の意
見をいましては、これは清算、一
切の債權債務の辨濟取立等を終り、残
餘財産等の處分にも結了を告げて總會
に報告して承認を受ける。それを以て
一切清算が終了するものと、かように
考へるのであります。

それから府縣の農業共済組合ができ
ました場合、これは郡に多分支所を置
くであらう。それを従たる事務所と見
るや否やという點につきましては、こ
れは従たる事務所と言へば相當程度そ
を根據として經濟行為が行われると
いう意味でありまして、この保險の性
質から見ますれば、恐らくこういうと
ころで料金の受取というふうなことは
いたしなうと思ひますが、けれども
その程度のものを以ていたしまして
は、これは必ずしも従たる事務所と見
て登記をする必要はないように考へま
す。

それから第八十四條の農作物の中で
政令を以て定めますものは、食糧供出
の行れておりますものを當然考へてお
りまして、陸稻並びに芋類を考へてお
ります。

それから馬と牛とについての相違で
ございまして、これは慣例上馬は日本
人並みに一歳、二歳、明け一歳、明け

二歳、牛の方は西洋式に兩何ヶ月、こ
ういうふうに慣例といふか、そう
いう扱いをいたしておるのでありま
す。その點の區別でございまして、そ
れから國が共済保險組合の事務費を負
担いたしますことは、法律にも書いてあ
る通りであります。事務員の費用と
いたしましては、府縣の組合に設置し
たし、市町村の團體に設置いたし
ますものは、三分の二ということに
なつております。

それから共済掛金の支拂を拒みまし
た場合においては、これは市町村税の
例によるということになつておるので
あります。その規定は百八條にあり
ます。この點は從來と變りはございま
せん。

○板野勝次君 私は農業災害補償法案
の基本的な問題について二、三お尋ね
したいと思ひます。

農業が自然力の支配を受けることの
最も強い産業だといふことは申すまで
もないことでありまして、それから日
本は、地理的にも、氣象的にも世界に
類例を見ない災害が頻發する國だとい
うことも亦すでに御存じの通りであり
ます。従来我が國の農家は自然的
にも社會的條件におきまして、いろ
いろ制約されておりました。生産性も
低いし、いわゆる零細農家の經營を非
常に餘儀なくされておつたのでありま
す。従来から農業經營から起りますと
ころの収入は非常に少いので、大きな
災害を與へるとしまして、又災害が頻發
することによりまして、農家に大きな
負債を起して来る。轉落農家を生じて
来る。それが農民離村の大きな原因に
なつて来た。そういうような原因をな

して來まして、農民は非常に生活に窮
乏して參つて來たのでありますが、と
ころがこの法案におきましては、第一
條にも言つてありますように、「農業
災害補償は、農業者が不慮の事故に因
つて受けることのある損失を補填して
農業經營の安定を圖り、農業生産力の
發展に資することを目的とする」。こ
ういふことを言つてあるのですが、こ
ういふような農業災害を補償して、再
生産を確保し、農業經營の安定を圖つ
て、農業生産力の發展に資するために
は、どうしても自然的な災害に對しま
するところの防衛手段を講じなければ
ならないので、従つて積極的な農業、
振興政策の實施というものが基礎にな
らなければならぬのであつて、こ
ういふ基礎的な政策の保障を若し缺いて
おりましたならば、單なる保險金の給
付では何ら農業災害補償の實を伴わな
いのでなくして、かくのごとき形
式的な名目的な制度の存在というもの
が、却て根本的な對策の實施を怠るよ
うな口實となつて來る危険が甚だ多い
ように思われるので、この點を非常に
危惧するのであります。當局におい
てはこの防衛手段、自然的な災害に對
する積極的な政策を持つておられるか、
その積極的な農業振興政策について承
わりたいと存するのであります。これ
が第一點であります。

而も農業災害補償法によつて農家が
災害に際しまして翌年度の再生産をい
たしますのにどうかと言へば、今度
の法案におきましても極めて不十分で
あります。收穫物の價格の二分の一
を標準として定める最高額と最低額の
範圍内において共済金が支拂されると

いうことが第六條に言われておるの
でございまして、新しい米の價格で
さえも生産費の半分に過ぎないような
現状におきましては、何ら災害補償の
機能を持つていないように思われるの
であります。従つて政府が豫定してお
ります昭和二十二年におきます共
済金額、これは水稲その他の三段階
に互つて金額が示されておるのでござ
います。少くともこれが再生産を
保障して行く金額とは考えられないの
で、そういう三段階に區分した數字の
若し科學的統計的な根據があるなら、
その點を明らかにして貰ひたい。これ
が第二點であります。

第三は、この法案ですでに説明さ
れましたように、保險料の負擔者は農
家負擔の外は、食糧管理特別會計を通
じて消費者が負擔することになつ
ておる。但し本年度はその必要がない
という説明ではありましたが、この特
別會計を通じての消費者負擔、更に農
家が負擔しなければならぬという點
は、他の保險と違ひまして、日本の農
業保險は労働者に對します失業保險
と同じように、農業労働力の再生産に
對する保險ではないかと思ふのです。
農産物の價格の約六〇%程度は純労働
の上に成されておる、何ら現在の農産
物の價格は、利潤的な要素というふ
うなものが見込まれていないのであ
りますから、つまり利潤の要素に對する保
障を意味するものでないのです。従つて
私は社會保險の性質を持つておる、こ
ういふふうに考えられるのでありまし
て、従つて一般労働大衆の負擔を加重
するやうな、大衆的課税、そういうた
方面に財源を求めるのではなくして、
國庫負擔によるべきものだ、こ

うふうに考えるのでありますが、その點に對する説明、以上三點を明快に答辯をお願いする次第であります。

○政府委員(山泰利作君)　むしろ源を防ぐという意味において、積極的に災害の發生することを防ぐ方に力を入れなければならん。この保険制度を施行することによつて、その方面の施策を怠るようなことがあつては大變だといふ御意見につきましては、私共も全く同感に考えております。そこでどういふところから災害が起るかという點から考へて、それ／＼施策いたすべきであります、この點につきましては從來と雖も、いろ／＼な施策をいたしておるわけでありまして、特に最近皆さん始め世人の心を苦しめておるもののは、治山、治水の問題、何と申しましても國土の保安を保つ農業災害の源もさういふところに大きな災害としてはありますので、この山を治め、川を治めるというところにつきましては、特段の力を盡すべきことはこれは申すまでもございませぬ。山林の政策につきましては、現在過伐になつておりまして、伐つた跡に木の植えてないところが非常に多い。又さういふことがますます多くなる傾向にある狀況に對處いたしました、積極的な且つ果敢なる造林をいたしたいといふので、來年度豫算には、これを實現すべく農林省で目下案を練つておるような次第であります。その外にこの農業水利の關係が非常に關係があるわけでありまして、用水設備を良くし溜池を作る、この旱害地方におきましては、絶えず溜池に依存しておるところにおきまして、旱害が起つておるわけでありまして、これらについて溜池を増設し、水路を良くする。

かような施設も擴充をして行かなければならん。ところが從來はこの農業土木の方面と災害の發生、即ち保險の方面との連絡が十分でなかつたという點に甚だ遺憾に存じておるのであります。て、今後は兩方から連絡を取りまして、保險に現われるところの災害、その原因を究明して、それに對應するところの水利施設をやつて行くようにいたしたいと思ひのであります。同じ金を使い、同じ資材を使うにいたしても、益を要する所から着手をするというによつて、この農業土木の方面と施設と保險の施設とは歩調を合してやつて行きたいというように考へておるのであります。又今同新たに冷害等も加わりましたのであります。この農作物の收穫について、氣候狀況ということが非常に影響をいたしますわけであります。特にこの長期に亘る豫報、これについては氣象臺でいろいろ力を入れておられますが、農林省といたしまして、この特別の調査費をとりまして、數年來氣象臺にお願ひをいたたしまして、本年度の狀況というようなものをいろいろ調べまして、長期豫報といふようなことにも非常に力を盡しておるわけでありまして、又災害の一つの原因として、そういう氣候狀況、これは必ずしも長期とは申せませんが、その氣候狀況によつて病害蟲が非常に發生する。この害蟲は保險からは除いてございしますが、病蟲は入つておるわけでありまして、これらに關することを事前に察知して手遅れのないような防除手段を講ずるということが必要でございます。これにつきましては全國千ヶ所以上の場所、將來更に擴充されますが、こゝに所に囑託員を置きまし

て、病害蟲の發生豫察といふことを著手いたしておるのであります、これはまだ十分に機能發揮するに至つておりませんけれども、今後は更に有力なる專任の人を置いて、そうしてそのときにおける氣象狀況、作物の狀況等を觀察して、そうして病害蟲の發生しそうな場合におきましては、豫めこれを他の地方にも通報し、そうして適當な手段を採り防除の指導に遺憾なきを期したい、こういうふうに考えておるわけであります。又いろいろ雪害に堪える品種であるとか、品種改良等について長年研究をされておることに、いふになります寺尾博士等の御盡力によりまして、いろいろ品種改良も行われておる。又この方面に今後とも力を向けて行くということも申上げらるまでもございません。農業災害は非常に原因が多いのであります、個個の保險事故といはしましては、氣象上の條件、こういうことでございますけれども、その氣象上の條件が現われける部面というものはいろいろな點に互るわけで、大にしては治山治水の問題、それから局部的にしては今申上げますような病害蟲の問題までに擴がつた範圍の問題であります。これらの點について十分なる施策を進めて行きたといふ思つておるのでございます。元來増産施設と言つてもなか／＼積極的な増産といふことは固よりいろいろ努めておりますが、同時にこのロスをななくするといふこと、消極的な災害による減收を防除するといふことが、又大きな實際上の増産になる。その方面における餘地は甚だ大であると考えておるのであります、農家經營の上から見ましても亦食糧對策の上から見まし

でも、御指摘になりました點につきましては、十分の力をいたして行きたいと考えておるのでございます。

それから共済金額を毎年定めて概ね段當收穫の半分といたしておる。これは毎年定めることにいたしましたのめたい。而して半分では足りないのではないかと、こういふことが政府の出發點にあつたわけであります。これは成る程全部の價格を共済金額とするということも考え得るわけでありまして、けれども、一面この自給部分というものは御承知のように相當彈力性のあつる部分でもあります。そういう點がございますのと、一面掛金のことも亦見合せなければならぬわけでありまして、今度も四割というふうなことになる、相當出す方としましては、理窟から申せば當然のことでありまして、そこに出しにくいというふうな事情もございますので、兩々見合ひまして概ね半額ということにいたしておるのであります。かような半額の金額を三階級に細かく分けるのはどうかという點でございますが、これは全國平均二石といたしましたが、二石以上の所もある。一石五斗の所もあり、又それ未満の所もある。この三つの段階に分けて決めるのでありまして、そこに科學的根據という程むづかしいことはございませんのであります。上中下、こゝいうような意味合で分けておるので

九百圓、二石以上千二百圓、一石五斗未滿六百圓、これは現在の千七百圓といふものをそのまま考えたのでないのでありまして、こういう金額を決めましたのは、麥の當時におけるパリテイから出したものの價格、即ち千三百四十圓、こういうものを概ね頭に描いて決めた數字でありまして、來年のことは現在の情勢からはしかとは分りませんけれども、又見積りとしては千六百圓ぐらいの收入にして見たいというように豫算の編成上考えておるのであります。

その次に、この國家の負擔にいたします部分を米價に織込まないで、國家の一般財源の負擔によつてはどうか、もとよりこれは米價に織込みますすれば、勸勞階級の負擔になり、あらゆる富めるのと否とを問はず同じ比率で行くわけになりますから、消費税と同じような作用を持ちます。併しながら驟つて考えますと、これは一面から申せば特別の負擔ではなくて、正常なる生産費を見ておるといふことも言えないことではないのでありまして、本來米價から申せば、これは各地によつて生産費も違ひまじようが、そういうことはできませんから、全國一律に決めて米價は決まるわけであります。共済掛金も地方によつて相當の相違はございませう。これはやかましく言えばそれだけの地方で米價を變えて行かなければならぬといふ問題になるのであります。が、これは一律の米價といふことにいたしますして、買上げの米價といたしまして、全國共通の最低部分だけを、これを農家の負擔とする。即ち政府の買上げるところの米價の中に含まれてお

るもの、それから先のものは農家と政府が責任分擔、即ち半分づつ持ち合ふ。それから冷害その他大きな旱害等の特別の危険に對應する部分は、これは國家が持つ、即ちその間において米の買上げ價格と、それから米の賣渡價格との間において、その共済掛金、即ち各地域で運ぶところの生産費に仕掛けるべき掛金がプールされておる、こういう説明も、説明と申しますか、そういう考え方もより財政が許しますならば、米價のごときは、ついでこの間までは補給金を出しておるといふやうな狀況、消費者に對する補給金を出しておるといふやうな狀況でありまして、必ずしもそれが望ましいといふやうな理論上の根據ではなくして、今回こういう主義を取りましたのは、國家財政の狀況に照して他に手段がないといふところから、こういう決定になつておるのであります。要はそういうことでございまして、これは食糧のこの問題について、生産者消費者が相寄つてここに生産の確保増強といふことについて全きを期したい、こういう精神に基づいておるものと御了承願ひたいのであります。

○山崎恒君 第九十九條と百九條に關連いたしました、組合の事業の運営の問題でありますが、九十九條には共済組合の共済金の支拂の面におきまして、いわゆる通常管理の損害防止を怠つてはならない、或いは組合員は、損害防止のために特に必要な指示を組合からした場合に、その指示に従ふなといふやうな場合には、組合がその支拂の責を免れるといふやうなことが謳われておるのであります。例えは旱害地帯において、當然或る一定の

地域から揚水作業をすれば、その旱害が免れるといふやうな場合において、その揚水作業をするについては相當に費用が掛かるといふやうな面が生ずるのであります。その場合に組合が、揚水の必要性を説いて、それを指示するといふ場合に、それを怠つたがために旱害になつたといふやうな場合が来るのであります。そういう場合には、いわゆる九十九條に謳つておる通りに、支拂の責を免れることができるといふやうなことがあるのであります。従いましてこの百九條と關連いたしました、百九條には、いわゆる被害の程度に應じて共済金額を組合員に支拂うといふことになつておるのであります。この場合に非常な運営の公正化、民主化といふ問題が、そこにむづかしい問題を招来するだらう、こう思ふのであります。政府におきましては、そうした九十九條、百九條に關連いたしました、共済組合事業の運営の公正化、民主化といふやうな方面に對するところの措置をどうするかといふ問題についてお尋ねいたして見たい、こう思ふのであります。

次に、百六條であります。共済金額は、收穫物の價格の二分の一を標準として、最高額と最低額の範圍内において決定される、種類毎に定款によつて決めることと相成つておるのであります。共済金額は、毎年いつ頃これを決定するのであるか、又共済金額が收穫物の價格決定以前に決められるとしたならば、現在のような事情下にあるとすれば、非常に受けるところの率といふものが浮動性である、例え共済金の額の決定と農作物の價格の決定が同時でありますれば大

體いいのであります。それがちぐはぐであつて、例えは生食糧の價格といふものは非常に遅れて決まる。ところが共済金額は前以て決まつてしまふといふことになりまして、そこに齟齬が生ずるのではないかと、かように思われるのであります。さうな點についてお伺ひいたしたいと思ふのであります。

それから第九十九條におきまして、共済事故に因る減收が平年における當該耕地の收穫量の百分の三十を超えてはならない、こういうやうな點があるのではありませんか、その平年作といふものは、その基準をどこに置くか、いわゆる最近の平年作といふものと、ずっと前の平年作といふものは、地方その他の關係から行きまして相當に違ふのであります。その平年作の基準といふものをどこに置くか、この點をお伺ひいたしたい、こう思ふのであります。

次に、都道府縣の農業共済組合の審査會、或いは農業保險審査會等の組織といふものを、どういふ工合に組織するかといふ點、以上四點につきましてお尋ねいたしたい、こう思ふのであります。

來る、このギャップを生じますことは、これは止むを得ませんのであります。こういうインフレーションの時には絶えずそういう不利が伴う、これはいたし方がないと思ひます。

それから指示に従わない場合において、共済金の全部又は一部の支拂を免れることができるという點でございしますが、この指示については、固より保險團體の指導者といひまして、又そこに設置されておる、職員、技術者等といひましては、損害防除について、指示というやうな形ではなく、いろ／＼あししたらいひ、こうしたらいいという指導をいろ／＼すると思ひます。ところが指示という法律上のことになりまして、それに對しては、特別な施設を指示すれば、その費用は組合が負擔しなければならん。ですから嚴密にいたしますと、法理上の指示といふのは、實際上は今までは、やらないのであります。その點におきましては、先程板野委員からの保險共済金は、半分じやないかといふのは、一つの理由といひまして、農作物については、そういう全部にいたしますと危険も多いが、半分といふことになれば、どつちみちこれは災害防除に努めなければ、保險に入つておる人も得にはならんわけでありまして、農民諸君は、本來作物については、損得に拘わらず作物を愛護いたします。加えてそういう算盤の上におきましても通常なすべき防除に努めるといふことになるわけでありまして、それから平年作の基準について、成程戦争の前と現在地方が非常に衰えた時代といふ／＼違つておるのでございしますけれども、これはどこに行きま

しても、正確なる土地毎の平年收穫量といふものが決まつておるわけではございません。大体等級別に分けまして、その耕地の基準を決めておるわけでありまして、それにつきましては、今地方における狀況を概ね基礎にする。尙この點につきまして詳細に申上げるものがあれば申上げることにいたします。

尙審査會の點につきましては、これは官廳方面の人といひまして、知事を會長にし、委員は十名乃至二十名ございしますが、この中にはもとより組合を代表する方もございします。生産者代表といふやうな意味で協同組合關係の方もございします。又技術關係といふやうな組織がございします。いろいろ災害の狀況も調査をしていろいろでありまして、それらとの連絡も取りたいといふやうに考えているのでございまして、まだ細かくどういふ方面をも入れるかといふまでは決めておりませんのであります。概ねそういう關係方面の方に委員になつて頂きたいといふやうに考えているのであります。

○岡村文四郎君 私がお尋ねいたしましたことは、實は多分外の委員の方々から前にお尋ねがあつたことであらうと存じますが、丁度缺席をいたしましたので、自分が出席してございせんので、お尋ねしたいのであります。この法律をお出しになる前に、政府當局はこのことのお考えは何らかいたしてあるのだらうとは存じますが、實は今までやつておりました保險金が、今度打ち切りになつて棚上げになるわけでありまして、そういういたしますと、私の方では

保險金支拂に對しまする相當な赤字を生じているので、これを如何に處理して行くかの問題があるわけでありまして、僅な金額なら處理の方法もあると思ひますが、簡単に片附けることのできないような金額でありますので、當局の方でこれに對する處置を如何にして行けばよろしいか、如何にするお考えがあるか、御答辭をお願いしたいと思います。

○政府委員(山添利作君) 本來から申しますれば、新しい團體制度になりまして、事業の本質、又構成することの組織等も同一でありますので、舊、舊と申しますとおかしいのでありますが、現在の保險團體の債權債務はそのまま新團體に承継せしむることが原則でありまして、特に保險關係につきましては、さように法律上も規定してございます。併しながら新しい團體が發足するにつぎまして、非常に過去の赤字をそのまま移行するといふことは、これは新しい制度の運用にも支障があるのでありまして、そこでそういうものは他に名案のない限りは、この際新團體に移行しない、即ち切捨てる。その結果は結局金融機關の方に赤字が出る。赤字と言いますか金融機關の方がそれだけ不良債權を持つてゐるということになる。金融機關再建整備によることの措置をいたしたい、こういう考えを持つております。具體的には尙關係の官廳、又關係の金融機關等ともお話し合ひの上で措置をいたしたいと考えております。

○岡村文四郎君 今のお話はよく分りました。そういうふうになつておりまして、金融再建整備法に基く整理ができるような負債の方法であれば、そ

れも御考慮になればできると思ひますが、私の方の債權はさうなことに相成つておらんのでありまして、これは非常に面倒だらうと思ひますが、舊勘定に入つております。例えば中央金庫から借りておつて、その債權が舊勘定に入つておりますと、これは片附ける方法もないとは考へておりませんが、さうでないのでも自己資金で賄つておるような形になつておる。そこは非常に面倒であらうと思ひますが、それにしても何らかの方法を講じて貰ひませんか、破産の宣告をされたのではちやうと工合が悪いのでありまして、一つ特段のこの點の御配慮を願ひなければ方法がつかぬという形になつておるようございますから、この點特の一つ御考慮を願つて置きたいと思ひます。今日又お考えがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 北海道のことにつきましては、豫ねて伺つておりますので、これは具體的に御相談を申上げたいと思ひます。

○北村一男君 九十二條の「支拂に不足を生ずるとき」といふのはどういふ場合でありますか。これをお聞かせ願ひたいと思ひます。それから八十四條の第一項の第一號の共済事故の中に蟲害を加えないといふことにつぎまして農政局長から先に回答があつたようございしますが、これを加えない理由を一遍御説明を願ひたいと思ひます。それから桑に地震及び噴火による被害を加えない理由、これを一つ御説明を願ひたいと思ひます。それから九十四條の第二項に、「農業共済組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することが出来る。」農村に對

しましては、農業協同組合の指導もあり、又調整法が成立しますれば、町村の調整委員會もいへば、水利、又病蟲害に關する指導指示をすることが出来る。それからこの共済團體の指導、それから技術的には指導農場からやはりいろ／＼指導があるように思ひますが、さういふふうの一つの農村を目ざしまして幾つかの指導の點があるわけございまして、末端に参りますと、なか／＼混亂と申しますか、これを受ける農家に取つては、この指導に従ひかねる。又その指導が稀にはどつちを聞いてよいかわらんというやうな場合もあり得ると思ふのであります。さういふいろ／＼の指導は皆農林省の管轄の下にありますから、一元的にさういふ指導若しくは監督を調整するやうな組織を拵えてはどうかと思ひますが、その邊についての御見解を伺ひたい。

○政府委員(山添利作君) 法律の第九十二條の「共済金の支拂に不足を生ずるときは」といふのはもとより非常に大きな災害が起つた、然るにすでに今までの災害で組合としては赤字になつておる。これはこの邊でも止むを得んじやないかといふやうな場合を指すのであります。併し大部分は、これは農作物につぎましては超過再保險の制度で、これは大きな災害が起きたら政府自身が負擔をして、組合に關する部分は標準とするところの普通の災害の範圍であります。従つて九十二條のやうなことはしかく起るわけではないのであります。更に町村になりますと、一割の手持ちになつております。この事柄は全體が再保險によつてカバーされておる。而も末端で一割

ということでありまして、事實上は或る年に不足を生じまして、借入金をして處理して行けばいいのであります。たゞ／＼さういふものが累積するやうなこともございしますので、さういふ場合には新しく借入金を起さないで、共済金を減額する、さういふ規定を持つておるのであります。併し減額いたしまして、今申しましたやうに、大部分の金は再保險の方から來るので、實際受取る農家といつたしましては、さういふ影響があるといふやうなことは事實起らないのです。その次に桑の蟲害について事故に加えておりました理由は、いつか蟲と病氣との區別を御質問された方がありました。甚だむづかしい點もあるのであります。普通、普通の蟲害でございすれば、これは防蟲施設が現在あるわけでありまして、自然の害といふよりもさういふ人の力によつて防除ができる、藥品をかけるなりなんなりやればいゝわけでありまして、従つてそれはさういふ努力によつて損害を防止して貰ひ、さういふ趣旨に相成つておるのであります。それから桑葉についての共済事故の原因が、一般の食糧農作物よりも狭くなつておるといふ點についての御質問であります。本來これは桑葉の共済を藪に切り替へたのでありまして、その方が本體でありまして、而も藪に切り替へまして、桑の點を又そのまゝ外してしまふといふのも不満足ではないかといふので、桑の葉の保險も附隨的に残しておる、さういふ關係もございまして、従つて食糧農作物程廣く徹底してという觀念にはなつていない、そこに相違が出て來たのであります。

それから協同組合或いは農業調整委員會或いは府縣、かようにいろ／＼指導の多元化を來たすといふことにつきましても、これは見かけ上さういふことも起りますし、又事實上さういふことも起り得ると思ひます。併しなからさういふことの抽ひことは、これは申すまでもないのでありまして、技術指導の體系といつたしましては、現在關係方面とも連絡して農林省で特別に案を練つておるのであります。強い大きな一つの線を引きたい、それは中央に試験研究を統合して能率よく、又農業畜産或いは養蠶等の分野に關連してやつて行くところの機構を作る、且つ技術の指導普及に關する事務を掌るところの或る新しい機構を作る、縣にもさういふものができて、相當それに関する人員が設置をされました。その下に指導農場がある。この指導農場には現在農事關係の人と、あと畜産の人が一名であります。ここに技術員を相當數設置をする、それから協同組合でも自發的に人を置いて貰ひ、その職能の割合は、協同組合におきましては、日常絶えず農家の世話をすると、程度は低いけれども何でもできる重寶な技術者を置いて貰ひ、指導農場は相當専門的な指導のできる人がおる、更に府縣の農事試験場等を根據にして置かれるところの指導員は、これは又更に高級、さういふシステムで行きたいと、さう考へております。これに加ふるに、若し農業調整委員會に設置される二名の職員が餘力を以て協同組合の指導事業に協力する。これはもとより望ましいことでありまして、これは農業調整委員會と申しまして、仕事は公であります。

が、實體的には協同組合と、觀念は別として、事實離るべからざる關係もある。そこに調和のあるチーム・ワークを取つて行く。府縣の方はもとより大きな指導力を持つところの技術者を整備するわけには参りません。これはなし得る限りという程度でありますので、この關係もまた協同組合と極めて密接な關係がございますのであります。成る程或る觀念から言へば、いろいろ分れておるようではありますが、一つの大きな上下一貫したところの筋金を通し、そうして末端においては協同組合を中心にして調和のある一體的な指導というように運営されるように心がけて行きたい、かようなつもりでおるわけでありませう。

○西山龜七君 蠶繭その他主食に關係のないものの災害に對する補償を主食の價格に織込んで消費者負擔とすることは不合理であると思ひますが、この金額は多くありませんが、蠶繭の分を消費者負擔より除外するお考えがなにかどうか、もう一つは、災害補償金を主食の價格に織込むことは、將來主食配給制度が廢止になつた場合に、自由價格となれば當然消費者負擔の制度は廢止しなければならぬが、そのときにおきまして、この財源をいづれに求むるお考えであるか、この二點をお伺ひしたい。

○政府委員(山添利作君) 繭の負擔は食糧の方には行きません。關係ございせん。

それから將來食糧管理制度が廢止になつた場合に、現在のような消費者負擔にするという方法がございませんで、當然制度は變つて参ります。その場合には一般會計の財源から一般會計

において負擔をすべきものであります。併し財政の状況によれば、一部は、これも觀念論でございませうけれども、例えばそういう目的税というふうなものも考えられないことはないと思ひます。もとより大部分は一般財源による、その時の財政事情によつて更に工夫を要することもあるかも知れない、かように思ひますが、これは現在そういうことを研究はいたしておらぬのであります。食糧管理は相當續かざるを得ないという事情にあるわけでありませう。

○寺尾博君 第九十四條の「共済目的に於て通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。」これはこの共済制度を施行するに當つて最も大事な點で、治水であるとか治山とか、國家的な問題と同時に又各農家が個々に損害防止のできることを怠つてはならないというこは、この共済制度を作るのことに大事なことであると思ひます。その點について特に水稻の冷害の場合には從來冷害がどうして發生して來ておるかという實際を考へて見ると、特に考慮しなければならぬ點があると思ひます。年の氣候といふものについて見ると、實際五年なり、或いはそれ以上順調の氣象が連續して來る。そうするとその地方にとつて一旦異常氣象が來るといふと、凶作に遭遇するやうな品種も、その氣候が順調であるために優良な成績を示す。それが數年間順調な氣象が續くといふと、段々殖えてくる。又平坦部ではそれが普通安全であつて、山間部等の危險地域にまでこれが侵入して蔓延して來る。このことが私は是ういふ品種を、人氣を集めた、人

氣品種といふ平易な言葉で表わしてゐるのです。明治三十七八年頃宮城縣にありました大凶作、これは愛國という品種が、殆んど全面的に普及した結果、九割以上の被害を受けた。その後昭和九年の凶作でも、各地それ、その人氣品種が續いた結果、又東北で有名な陸羽百三十二號のごときも、青森縣地方、それから岩手縣の山間部と、これが非常に擴がつた。それでちよつと人がこつといふ品種を擴めるからいけないのだと言つて、農業技術者、指導者の方に一時攻撃の矢を向けられ、たぐらぬやうな事です。併しながらその後尙段々調べて見るといふと、他の品種よりも、やはり冷害に對する抵抗性が強いといふことが認識されたので、この不名譽が幾分取返されたのです。けれども、又指導上においては昭和十六年、青森縣青森南部領方面は非常な大不作でしたが、その指導の方面においては、その地方に陸羽百三十二號は、一割以上の範圍を越えないやうに、一割指導が、殊に戦時中でありましたから強く示されておるのです。にも拘わらず現地へ行つて見るといふと、大部分がその陸羽百三十二號を栽培しておる。尤も普通の土地には、他の品種に超越して收穫が非常に多いのであります。而も數年間順調な氣候が續けば、農家がそれに引きつられて來るもの止むを得ないことである。併しそれを續けてやれば、必ず何年か後には氣象の急激な著しい變化があるのが從來の例でありまして、今までこつといふことを繰返して、いつまで経つても凶作の種が盡きないといふ事實であります。我々稻の品種改良をやつて來た方から見ますといふと、品種改良によつて優

良品種を作る。がそれが優良であるために、所によつてはこれを栽培しては危險である地方にまで人氣を博して、ぐんぐん擴まつて行く。そこで一旦何年かに一回來る冷害のために、却つてそのために凶作が強くなる。かような状態であつては、何ほ品種改良に努力しても凶作は免れない。凶作が一面天然事情、天の爲す業だと言へますが、又一面水稻の冷害等にありましては、人の考へに基き得る事實が多々あります。それ故に從來の農業保險においては、水稻冷害は除外してある。恰も蟲害のごとき人爲を以て處理し得べき性質の範疇にあると見て除かれてあつたのであります。今後水稻冷害もこの保險の對象になつて來れば、この第九十四條の「損害防止を怠つてはならない」といふやうなことを、今言ふやうな意味において強く推進させて行くことが非常に必要であるが、この點に對して行政上ただこの條文を書いたで置いただけでは、今までのやうなことを繰返して行くので、たゞこの保險金、共済金が出たとしても、個人的にも損であるし、又國家的にも損害であると思ふ。一方においてこつといふ共済保險といふものが非常に重大であると共、又一方先程長野委員も言われたやうな、災害の原因の方に對しても、行政的に強く推進することが必要であると思ふ。この點に關する當局の御考へを一應伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) お話を伺ひまして、誠に私共もさういふやうに考へておるのであります。特に指導と申しまして、ひとりこの條文に即する指導でなく、又保險團體としての指導も勿論でございますが、それ以外に

も、いま指導方針の確立ということをして、間違ひなくしたいと思ひますが、その指導の内容におきましても、今御指摘にたりましたやうな點をよく考へて、特に科學的な根據に立つ方法において指導して行く。いつもちよい／＼變つて行くといふやうなことでなしに参りたいと思ふのであります。品種と同時に、例えば山の非常な谷間の狭い所をわざ／＼するといふやうなことも轉換しなければならぬことと思ひます。科學的根據に立つた落著いた指導をして行くことにいたしたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) それでは午前はこの程度にしまして、午後は二時から開會いたしたいと思ひます。

午後二時三十九分休憩

午後二時二十六分開會

○委員長(楠見義男君) それでは只今から午前中に引續いて開會いたします。農業災害補償法案は午前中にも申上げましたやうに、一應豫備審査としての質疑は打切りまして、衆議院から上げのための質疑をして討論採決に入りたいと思ひますので、さうに御了承願ひたいと思ひます。尙昨日申上げましたやうに、災害補償法については政府から修正案が出ておまして、今それを國會に諮つておられますが、それは例の消費者に轉嫁する分について、本年は價格調整金の方から五億九千萬圓の金が出るので、従つて本年は消費者に轉嫁しないといふ條文が一ヶ條入るのであります。それに關連して多少條文の入替へがございまして、本日お手許にお配りいたしました

ような農業災害補償法案中修正案、これが出ております。従つてこれによつて修正されたものが衆議院から廻つて来たものと思ひますので、さうに御了承を願ひたいと思ひます。

これから自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案について農林次官から提案理由の御説明を伺うわけですが、本日は提案理由の御説明を伺う程度にいたしました。明日午前十時から速記の關係で、正式の委員會ではございませんが、委員の打合會の形式で更にこの法案についての内容の詳細を伺ひし、又簡単な質疑をいたしたいと思ひますので、それも御了承を願ひたいと思ひます。それから提案理由の御説明が済みましたら、後で午前中に御指名申上げました林業等に關する小委員の方々に残りを願ひまして、小委員長の互選をお願いいたします。

それでは只今から提案理由の御説明を伺うことにいたします。

○政府委員(笹山茂太郎君) それでは只今から自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

農地改革の進行状況は、各位の御承知のごとく、略々順調であります。政府はすでに三月三十一日、七月二日及び十月二日の三回に亘り、六十九萬七千町歩以上の農地の買収を完了いたしました。この外財産税として物納された農地で、八月末日現在市町村農地委員會で判明いたしております分だけでも二十二萬九千町歩に上ります。兩者を合計いたしますと、少くとも九十二萬六千町歩の農地が小作農に解放され

る状態にあるわけでありまして、これは解放豫定面積の略々半ばに達するものであります。他方農地の賣渡しにつきましては、まだ八萬六千町歩程度に過ぎないのであります。これは市町村農地委員會におきまして、先ず以て買収に全力を盡しているからであります。今後は賣渡の方も併行して處理して行けるものと期待しているわけであります。かくのごとき大事業がかくも短期間に、而も平穩裡に行われているという事は世界における農地改革史上空前のことでありまして、本事業が完成いたしました際には、耕作農民はただに經濟的に獨立し得るばかりでなく、精神的にも從來の地主的秩序から解放されて、日本農業發展の礎がここに定まるものと信じて疑いません。

農地改革の進行状況は概ね以上の通りであります。さて農地改革の目的とする所を更に推し進めて考えますと、農業經營上も重要な意味を持つております放牧採草地に對しても、農地と同様の改革を行うことが必要であります。けれども、又山林中農業經營と密接不可分の關係にある農用林についても、農業經營を安定せしめるため必要な範圍において、適切な措置を講ずることが必要であります。これと同時に關係法令、即ち自作農創設特別措置法、及び農地調整法の規定中、實施の經驗に鑑みて、若干改善を要する點も發見いたしましたので、ここに兩法律の改正法案を提出いたしますわけであり

ます。次に兩法律の改正案について大體の御説明をいたします。先ず自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案から申し上げます。

先ず第一に、農地改革の一環として自作農の創設及び土地の集約利用を促進する目的を以て、新に牧野の開放を行うことといたしました。戦後の我が國として、國土の完き有効利用を圖ることの急務であるのは言うを俟たないところであります。關於現在の我が國牧野の利用状態を見ますとき、極めて粗放的であつて、集約利用の餘地が甚だ多いのであります。従ひましてこの牧野に可能な限りにおいて、自作農を創設して、人口收容の餘地を作ると共に、かくして分割された土地の利用度を高めんとするわけであり

ます。かかる趣旨より、通常の牧野經營には一定の制限を設け、その制限を超えるものはこれを開放することにいたしましたわけであります。即ち牧野と農地と合せて北海道では平均二十町歩、都府縣では平均五町歩を超える場合には、その超える部分の牧野を買収いたします。この農地と合せて北海道平均二十町歩、都府縣平均五町歩という數字を各地域について具體的に割當てます。これについては、各地域の具體的な實情を考慮して、安定した有畜農業が成立して行くように定めるわけであり

ます。その最高限は四十町歩であります。尙村落又は協同組合等の所有にかゝる共同牧野及び公共用、公用に供している牧野で、農林大臣の指定するもの並びに畜産の改良増殖上特に必要な種畜の供給牧場として主務大臣の指定したもの等は買収いたしません。買収した牧野は先程申し述べましたように、これを分割して畜産を主とする自作農の創設に供するのであります。が、土地の形狀、地味等によつては分割による集約經營を期することができない

ものがあります。そのような場合には、適當な形態において農家の共同利用に供することにいたすつもりであります。

買収の對價は現在行なつております未墾地買収の對價と同様、近傍類似の農地の對價の四割五分以内であります。尙買収に當つて原則として昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基づいて買収計畫を立てることは、農地と同様であります。これにより買収を豫定されておる面積は、或る種の假定に立つての推算であります。概ね北海道十萬町歩、都府縣十萬町歩、計二十萬町歩と推定いたしております。

第二に重要でありますのは、未墾地買収關係の規定の改正であります。現在開拓用地のみを對象とする規定であります。これを大規模土地改良事業の施行上必要な排水路の敷地等について買収又は使用をなし得るよう擴張いたしました。國營土地改良事業の實施の圓滑を期することにいたしましたのであります。

次に、買収又は使用豫定地域を指定して、當該指定區域内においては一定の障害となるべき行為を制限する制度を設けたのであります。未墾地の買収におきましては、その買収を慎重に行ふことが必要でありまして、買収に先行いたします適地調査には、相當の日時を要するのであります。從來の調査期間中に、土地の轉賣、立木の伐採といふようなことがとく行われ、いろいろの支障を來している實情でありますので、これを豫防したい趣旨に外ならぬのであります。

第三に、本改正の機會に、農地の適及買収についての原則を明確にいたしました。昭和二十年十一月二十三日以後において土地の賣買、小作地の取上などがありました場合に、原則として昭和二十年十一月二十三日現在の事實に當つて農地の買収計畫を立てることは、從來とも法律に規定いたしておりますが、何分規定が簡單に過ぎました。市町村農地委員會において事實處理上困難を來たしておる實情でありますので、これに關する規定を詳細且つ明確にいたしましたのであります。

以上は自作農創設特別措置法の改正の要點であります。次に農地調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、農業上當然必要な自家用の燃料及び肥料等採取するところの薪炭採草地及び放牧地等の問題について解決を圖つたことであります。その一は、これらに關して耕作者の有している使用權の保護を圖つたことでありまして、貸主が使用權に關する契約を解除し、又は更新を拒絶する場合に、農地同様市町村農地委員會の承認、これは當分の間都府縣知事の許可であります。この農地委員會の承認を要することにいたしましたのであります。その二は、農家が薪炭林、採草地等の利用を必要とする場合におきまして、森林經營にも差支えない範圍において、當然その使用を認めることが適當な場合、或る時によつては現在或る特定人の有する過大な使用權を活用するためには、これを他の者に適當に配分、調整する必要がある場合等におきまして、若し當事者間に圓滑な協議が整わないときは、市町村農地委員會の手によつて、新たに使用權を設定したり、既存の使用權の配分調整を行

六千歩の農地が小作農に解放され、申上げます。
上る集約經營を期することのできない
及買収についての原則を明確にいたし
した。農地の使用權の四分調整を行

うことにいたしました。この新らしく使用權を設けたい場合については、この方面に關係もあり、特に慎重を期することにいたしました。市町村農地委員會、森林組合その他團體、開拓などの専門家の意見を聞くことにしております。尙自作農創設特別措置法で收野の解放をいたすことに相成りましたので、牧草及び放牧地について移動統制を行うことにいたしました。

第二の問題は、小作地取上げに關する制限の徹底であります。農地改革の重要な眼目が耕作權の確立であります。これは申すまでもありません。農地調整法においては、土地の返還は市町村農地委員會の承認を経ることを要することとしたのであります。従つて、かようにして耕作權の確立を圖つておるわけであり、ところがこの農地調整法第九條第三項の解雇を認めて、合意の解約に承認なり許可が必要であるか否かについて解雇上疑義があり、實際は一方的な取上げが、外見上双方の同意として、委員會の審査を経ることなく、しばしば行われている實情であります。そこで本改正案においては、明文を以て合意解約を含める趣旨を明らかにいたしました。従つて一切の土地の返還は、市町村農地委員會なり知事なりにおいて審査することになつたわけであり、

第三の問題は、小作料代物辨済の廢止であります。現行法におきましては、或る特定の場合、即ち小作料の支拂期が過ぎ、小作人の發意による場合は、金納によらずして代物辨済の規定を削除いたしました。脱法の餘地をなからしめたいと思ふのであります。

第四は、不當な土地取上げの耕作權回復の問題であります。昭和二十年十一月二十三日以後不法不當な小作地の取上げがありました場合は、一般に市町村農地委員會は、當時に遡つて買収計畫を立て、その小作人に舊小作地を取得させることができますが、その取上げを行つた者が、平均一町歩以下の小地主でありますならば、その取上げがいかにかに不法不當であり、舊小作地、舊小作人に取得させることはできず、法律上小作人の保護に缺くところがあると申さなければなりません。それでは昭和二十年十一月二十三日から、この改正法律を施行いたす日までに、不法不當な土地の取上げが行われました場合は、市町村農地委員會が審査の上、賃借權の回復を決定できることにいたしましたのであります。即ち舊小作人が市町村農地委員會の承認を受けて、舊地主に對して賃借權設定の協議を求め、成功いたしました場合は、市町村農地委員會が裁定をいたすわけであり、勿論地主の生活が極めて困難である場合など、何人もその取上げを事情止むを得ないものと認めるような場合には、賃借權の回復はいたさない旨法律に明らかに規定いたしました。又賃借權の回復に不服な地主は、都道府縣の農地委員會に訴願する途も拓かれておるのであります。

以上が兩改正法律案の主なる内容であります。何事御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(橋見義男君) それでは先程申上げましたように、この二つの法案については、十分に御検討置き願ひまして、明日午前更に内容を伺ひ、質疑

をいたしたいと思ひますから、これでは終ります。		出席者は左の通り。	
午後二時四十五分散會		委員長 橋見 義男君	
理事 木下 源吾君		委員 門田 定藏君	
委員 羽生 三七君		北村 一男君	
西山 龜七君		平沼 彌太郎君	
岩本 哲夫君		木村 三郎君	
小杉 繁安君		佐々木 康藏君	
石川 準吉君		宇都宮 登君	
岡村 文四郎君		河井 彌八君	
島村 軍次君		寺尾 博君	
徳川 宗敬君		廣野 繁雄君	
松村 眞一郎君		山崎 恒君	
板野 勝次君		廣瀬 與兵衛君	
笹山 茂太郎君		山添 利作君	
農林事務官 (農政局長) 遠藤 三郎君		農林事務官 (畜産局長) 伊藤 佐君	
農林事務官 (開拓局長) 安田 誠三君		農林事務官 (農林保險課長) 安田 誠三君	

十一月十日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、緊急食糧需給に關する特別措置法案(衆議院第六號)

一、農地調整法の一部を改正する法律案(衆議院第五十三號)

緊急食糧需給に關する特別措置法案

緊急食糧需給に關する特別措置法

第一條 本法は、國民食糧の運配又は缺配のあつた場合、家庭用緊急食糧の自由取引に關する特別な措置を規定する。

第二條 國民食糧とは米穀、大麥、小麥、裸麥、雜穀、甘藷、馬鈴薯、青果物及び水産物並びにこれ等の加工物及び鹽、味噌、醬油等を總稱する。

第三條 家庭用緊急食糧とは、國民食糧の運配又は缺配があつた場合、國民生活の調整をするために必要な食糧をいう。

第四條 家庭用緊急食糧を必要とする者は、本法に従つてこれを譲り受けることができる。

第五條 家庭用緊急食糧を譲り受けようとする者は、所管食糧配給所に配給に關する通帳を提出して選配又は缺配の證明書を請求することができる。

第六條 所管食糧配給所は、前條の請求を受けたときは直ちにその證明をなし、且つ證明の趣旨を前條の通帳に記入しなければならぬ。

前項の證明書は、發行の日から三十日を經過するときは無効となる。

第七條 第五條の證明書を所持する者より、第二條の食糧の運配、交換を求められたときは、證明書と引き替えに供出完了者は、これに應ずることができる。

前項の場合證明書記載の數量に充たざるときはその不足部分を記入して所持者に交付する。

但し、前項の食糧を運搬するには第五條の通帳又は證明書を所持することを必要とする。

第八條 家庭用緊急食糧の譲渡、交換のため證明書の交付を受けた者は、その限度で國民食糧の配給を受けたものとみなされる。但し、證明書を返却したものはこの限りでない。

第七條第二項の場合はその限とする。

第九條 食糧配給所において理由なく證明書の交付を拒み又は交付を遅滞したときは、食糧配給所の最高責任者を千圓以下の罰金に處する。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

農地調整法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案

「地方長官を都道府縣知事に、」

「勅令を政令に改める。」

第一條中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ耕種林トハ耕作者ノ自

家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地（其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム）ヲ謂フ

本法ニ於テ採取地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ採取地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中、市町村農業者ニ對シテ採取地トハ採取地又ハ放牧地ヲ除ク（）を加ふる

第四條第一項中「農地」の下に「採取地又ハ放牧地（農地タル採取地又ハ放牧地ニ種樹ノ目的ノ他採取草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採取地又ハ放牧地ヲ除ク）を加ふる

第五條第二號中「、都道府縣又ハ農地開發營團を又ハ都道府縣」に改める

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法を土地權法」に改める

第九條第三項中「解約を」を「解約（合意解約ヲ含ム以下同シ）に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加ふる、前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第二項但書を削る

第十條、第十一條第一項及び第十二條第一項中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める

第十四條ノ二、第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採取地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付テハ適用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家用ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附隨シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ノ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利（以下使用權ト稱ス）ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者（政府ヲ除ク）其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府縣農地委員會、都道府縣農地委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ノ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ買収ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地（其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム）ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メンタル場合

二 薪炭林ニ付債行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メンタル場合

二 薪炭林ニ付債行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メンタル場合

二 薪炭林ニ付債行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メンタル場合

二 薪炭林ニ付債行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メンタル場合

二 薪炭林ニ付債行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請アリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ノ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

支障ヲ及ボサザル場合ヲ除ク外都道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ除去スルコトヲ得但シ當該協議調ハザル場合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四條ノ四ノ規定ニ依リ裁定ニ對シ不服アルトキハ同條第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ期間満了後一月内ニ裁決ヲ爲スベシ

都道府縣知事前項ノ裁決ヲ爲サントスルトキハ都道府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條第二項中「市町村農地委員會ハ」の下に「主務大臣及」ヲ加ふる

第十五條ノ二第三項第二號中「其ノ所有スル農地ニ付」を削り、同條第四項中「主若ハ家族」を「親族若ハ其ノ配偶者」に、同條第五項中「主又ハ家族」を「親族又ハ其ノ配偶者」に改め、同條第十項を削る

第十五條ノ三第一項中「主若ハ家族」を「親族若ハ其ノ配偶者」に改める

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

一 未成年者

二 禁治產者及准禁治產者

三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ

其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケ

ルコトナキニ至ル迄ノ者

第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ

地方自治法第八十一條ニ規定ス

ル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管

理ス

第十五條ノ七中「年齢多キ者ヲ取

リ年齢モ亦同ジキトキハ」を削る。

第十五條ノ十五を削る。

第十五條ノ十八を第十五條ノ二十

とし、第十五條ノ十七を第十五條

ノ二十一とする。

第十五條ノ十六中「第十五條ノ十

三」を「第十五條ノ十五」に改め、同

條を第十五條ノ十九とする。

第十五條ノ十四第三項を削り、同

條ノ第十五條ノ十六とし、第十五條

ノ十三を第十五條ノ十五とする。

第十五條ノ十二中「及自己ト同一

戸籍内ニ在ル者」を「並ニ同居ノ親族

及其ノ配偶者」に改め、同條十五條

ノ十三とする。

第十五條ノ十一を第十五條ノ十二

とし、第十五條ノ十を第十五條ノ十

一とする。

第十五條ノ九第二項中「市町村長」

を「市町村ノ選舉管理委員會」に改め、

同條第四項に次の但書を加え、同條

を第十五條ノ十とする。

但シ同項本文中總委員トアルハ總

委員ノ過半数トス

第十五條ノ八を第十五條ノ九とす

る。

第十五條ノ八 前條ニ規定スルモノ

ノ外市町村農地委員會ノ選舉ニ關

シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ

定ム

第十五條十四 都道府縣知事ハ都道

府縣農地委員會ノ請求ニ因リ市町

村農地委員會ノ解散ヲ命ズルコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依ル市町村農地委員

會ノ解散アリタルトキハ解散ノ日

ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ

要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三

項乃至第六項第八項第九項本文及

第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四

ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之

ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項

中五人トアルハ十人、三人トアル

ハ六人、二人トアルハ四人、同條

第八項中三人トアルハ五人、第十

五條ノ五及第十五條ノ十第二項中

市町村ノ選舉管理委員會トアルハ

都道府縣ノ選舉管理委員會、第十

五條ノ二第八項、第十五條ノ第十

三項及第十五條ノ十四第一項中都

道府縣知事トアルハ主務大臣、第

十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬

シ選舉權ヲ有スル者トアルハ當該

區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者(選

舉區ノアル場合ニ在リテハ同一選

舉區ニ屬スル者ニ限ル)、委員ト

アルハ委員(選舉區ノアル場合ニ

在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員

ニ限ル)、第十五條ノ十四第一項

中都道府縣農地委員會トアルハ中

央農地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道

府縣農地委員會又ハ市町村農地委

員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著

シク不當ナリト認ムルトキハ理由

ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ

得但シ議決アリタル日ヨリ一月

ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラ

都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都

道府縣農地委員會又ハ市町村農地

委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又

ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ

中央農地委員會又ハ都道府縣農地

委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スル

コトヲ得

第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

中央農地委員會又ハ都道府縣農地

委員會第二項ノ規定ニ依ル請求ヲ

受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタ

ル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否

ヲ議決スベシ

第十五條ノ二十 市町村農地委員會

又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及

其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、

土地臺帳所管廳、家屋臺帳所管廳

又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニ

テ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ

規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナ

ル證書ノ閲覧又ハ謄寫ヲ求ムルコ

トヲ得

第十七條ノ三 本法中都道府縣又ハ

都道府縣知事ニ關スル規定ハ特別

市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以

テ定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區

域ヲ含ム指定前ノ都道府縣又ハ其

ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ

關スル規定ハ特別區ノ存スル地ニ

在リテハ特別區又ハ特別區ノ區長

ニ、地方自治法第五十五條第二

項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、

特別市ニ在リテハ行政區又ハ行政

區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役

場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ

組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ五第二號中「第九條第

テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、

同條第三號を第四號とし、同條第

二號の次に次の一號を加える。

三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シ

タル者

第十七條ノ六中「若ハ第三號前段」

を「第三號若ハ第四號前段」に改め

る。

附則

第一條 この法律は、公布の日か

ら、これを施行する。但し、改正

後の第十五條ノ二第四項第五項及

び第十五條ノ三第一項の規定は、

昭和二十二年五月三日から、これ

を適用し、改正後の第十五條ノ十

七の規定中第十五條ノ二第三項乃

至第五項及び第十五條ノ三乃至第

十五條ノ五の規定を準用する部分

は、昭和二十三年一月一日から、

これを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この

法律施行の際現に存する採草地又

は放牧地(農地たる採草地又は放

牧地並びに植林の目的その他採草

及び家畜の放牧以外の目的の主と

して供せられてゐる採草地又は放

牧地を除く。以下同じ。)(に關す

る契約で當該契約に係る權利の設

定又は移轉に關する登記及び當該

採草地又は放牧地の引渡のいづれ

もが完了してゐないものについて

も、これを適用する。

第三條 昭和二十年十一月二十三日

現在における農地の賃借人で同日

以後第九條第三項の改正規定施行

の目前に賃貸借の解除、解約(合

意解約を含む。以下同じ。)(又は

更新、拒絶に因つて當該農地の賃

農地委員會の承認を受け、當該農

地の昭和二十年十一月二十三日現

在における所有者又はその承継人

(同日現在における當該賃貸借の

賃貸が所有權に基いてされたもの

でない場合には、賃貸人又はその

賃貸の基礎となつた權利の承継

人。以下同じ。)(に對し、當該農

地につき賃貸借契約を締結するこ

とに關し協議を求めることができ

る。

左の各號の一に該當する場合に

は、市町村農地委員會は、前項の

承認をすることができない。

一 前項の賃貸借の解除、解約又

は更新の拒絶に係る農地が昭和

二十年十一月二十三日現在にお

ける當該農地の所有者又はその

承継人以外の者の耕作の業務の

目的に供されてゐる場合

二 都道府縣農地委員會において

前項の賃貸借の解除、解約又は

更新の拒絶のあつたときにおけ

る當該所有者又はその承継人及

び賃借人に就いての事情を調査

して當該賃貸借の解除、解約又

は更新の拒絶を適法且つ正當で

あると認めた場合

三 前二號の外市町村農地委員會

において前項の承認の申請が信

義に反すると認めた場合

四 前項の承認を申請した者が所

有權、賃借權、使用貸借による

權利又は永小作權に基いて自作

農創設特別措置法第三條第一項

第三號の面積又は同條第三項の

規定により當該區域につき定め

られた同號の面積に代るべき面

に耕作の業務を営んでいる場合五 昭和二十二年十一月二十三日現在における第一號の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地に就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が當該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に較べて著しく異なる場合

第一項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、命令の定めるところにより、當該農地の賃貸借に關し市町村農地委員會の裁定を申請することができ。但し、同項の承認を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく第一項の規定による協議の當事者にその旨を通知しなければならない。

第三項の裁定に對し不服ある者は、前項の通知を受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員會に訴願することができる。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならない。

該裁定又は裁決して定めるところにより、當該農地につき賃借權が設定されたものとみなす。

前項の規定による賃借權の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員會が前項第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に當該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合は、同項の申請をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府縣農地委員會に對して當該市町村農地委員會に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員會は、當該市町村農地委員會に對して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三號中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとす。

第五條 前二條の規定による處分違反法なもの取消又は變更を求め、訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、當事者がその處分のあつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による處分の執行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二）において準用する場合を含む。

以下同じ。中、市町村農地委員會承認とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとす。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合に於ては、都道府縣農地委員會の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合に於ては、都道府縣薪炭林等委員會の意見を聴かなければならない。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員會の委員たる者は、改正前の同條第三項第一號乃至第三號の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

は市町村農地委員會の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

十一月十日日本委員會に左の事件を付託された。

一、林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願（第四百五十號）
一、農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願（第四百五十二號）
一、纖維産業從業者に對する加配米及び報奨物資配給に關する請願（第四百六十三號）
一、山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願（第四百七十二號）
一、山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願（第四百八十號）
一、農地制度改革等に關する請願（第四百八十一號）

（請第四百五十二號）昭和二十二年十月二十七日受理
林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願
請願者 宮城縣知事千葉三郎
紹介議員 高橋 啓君

水害による林道復舊、森林治水事業、災害防止事業に對する國庫補助率が極めて低率とのことであるが、縣財政の現状よりして、計畫通りの復舊事業の完すは困難であるから、少くとも八割五分以上の補助率に引上げられると共に、薪炭生産供出施設復舊對策、搬出路軌損による中繼輸送費の國庫負擔等につき考慮ありたいとの請願。

（請第四百五十二號）昭和二十二年十月二十七日受理
農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願
請願者 札幌市北四條西二丁目一番地 中山忠雄
紹介議員 高橋 啓君

この請願の趣旨は、請第二百九十七號と同じである。

（請第四百六十三號）昭和二十二年十月三十日受理
纖維産業從業者に對する加配米及び物資報奨配給に關する請願
請願者 福島縣伊達郡川俣町瓦町一番地福島縣絹人絹織物工業協同組合理事長 黒江義人
紹介議員 油井賢太郎君

我が國纖維産業の生産に直接從事する者が、作業衣その他必要物資の不足を忍ぶ等、あらゆる惡條件を克服しつつ一意經濟復興に力めつつあるにもかかわらず、國家がこれ等從業者に對し、何等報奨の措置を採らないのは甚だ遺憾であるから、この際生産意欲を高揚せしめるより、政府においてこれ等從業者に對し、勞務加配米はもち論、作業衣その他酒、煙草、甘味料の如き嗜好品等の報奨配給の措置を講ぜられたいとの請願。

（請第四百七十二號）昭和二十二年十月三十一日受理
山口玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願
請願者 山口玖珂郡玖珂町長原田正直外十三名
紹介議員 仲子 隆君

山口縣玖珂郡内十四ヶ町村を含む玖珂郡

山口縣玖珂郡内十四ヶ町村を含む玖珂郡

周南兩盆地は、總面積五千餘町歩、縣内唯一の米生産地であるが、かんがい用水が常に不足し、殊に本年の大かんはつによる被害は近年まれに見るところで、右耕地の大平實に三千餘町歩に及んだ。右地域における土地改良事業は、從來資材勢力等の關係から根本的な施策を見ていないので、このまま放置するにおいては農民の不安が甚しいから、速かにこれが恒久對策を講ぜられたことの請願。

(請第四百八十號)昭和二十二年十一月一日受理

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

請願者 山梨縣農山梨縣耕種協

會内 増田盛

紹介議員 小宮山常吉君

本年九月十四日から十五日にわたる關東地方一帯を襲つた豪雨のため、山梨縣においても各河川が一時に増水はん濫して、農用公共施設の決壊、家屋の浸水、流失、倒壊等入畜の死傷も亦多數を出すの慘禍を呈し被害總額一億三百萬圓餘に及んだ。しかも農民の窮乏更に加重している實狀に鑑み、災害復舊工事は急を要するが、災害地農民の自力では目的達成困難であるから、右復舊工事に對し補助金を交付されたいとの請願。

(請第四百八十一號)昭和二十二年十一月一日受理

農地制度改革等に關する請願

請願者 新潟縣岩船郡金屋村大字海老江 小川金次外八名

紹介議員 北村一男君

今大施行される農地制度改革法令に耕

作權を偏重しているため、自作農の地位の安定を覆し、生産力維持増進の目的を達し得ないのみでなく、農民の思想を悪化し、農村の平和をかく亂するので、これを改正して、一、自作農を創設する一面、從來の自作農を壓迫して零細農化し、維持經營を困難ならしめないよう、原則として三町歩内外の所有地を認め、二、地主の自作農化を助成し、三、政府買収價格、田、畑各一段歩約四百六十圓及び三百八十圓の公定價格を、それぞれ一萬圓及び八千圓見當の價格に引上げられたことの請願。

十一月十一日本委員會に左の事件を付託された。

一、食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十六號)

一、食料配給公團制反對に關する陳情(第五百五十一號)

一、あひる飼育事業の擴充強化に關する陳情(第五百五十四號)

一、緊急開拓事業費の増額に關する陳情(第五百六十九號)

一、水害應急對策用建築資材の配給に關する陳情(第五百七十號)

一、大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情(第五百七十一號)

一、農地制度改革に關する陳情(第五百七十二號)

一、奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第五百七十三號)

一、農業協同組合法案中に新炭を明記することに關する陳情(第五百七十四號)

(陳第五百四十六號)昭和二十二年十二月二十日受理
食料配給公團制反對に關する陳情
三原市港町乙ノ八四九番地ノ九寺岡憲一
この陳情の趣旨は、陳第五百三十八號と同じである。

(陳第五百五十一號)昭和二十二年十二月二十日受理
食料配給公團制反對に關する陳情
柏崎市本町三 有岡新一郎外四十名(外四十件)

この陳情の趣旨は、陳第五百三十八號と同じである。

(陳第五百五十四號)昭和二十二年十二月三十一日受理
あひる飼育事業の擴充強化に關する陳情
東京都養蜂組合長 天野顯義外七名

現下の急迫している食糧事情の打開策として食糧の増産を圖することは最も重要なことである。しかして、あひる飼育事業は、農家渴望の貴重な肥料と食肉食料を供給し、飼育簡易早熟早肥の特性は、併業事業に適合しているから、右事業の擴充強化を圖られたことの陳情。

(陳第五百六十九號)昭和二十二年十二月三十一日受理
緊急開拓事業費の増額に關する陳情
佐賀縣農業復興會議事務局

佐賀縣下の緊急開拓事業は開墾地の立地的條件に恵まれないため開墾日數段當り約百日を要する現狀であつて、段當り約一千五百圓の開墾費では、入植者の生活者は感、高まり必然的に本業たる開墾を怠り墾業に走る傾向さえ見

受けられ、開墾事業の將來が憂慮せられるから、開墾費三倍當農資金五倍の増額について格段の配慮を願いたいとの陳情。

(陳第五百七十號)昭和二十二年十月三十一日受理
水害應急對策用建築資材の配給に關する陳情
岩手縣一關町長 阿部時一

今大の水害により一關町は甚大なる被害をこうむり、町民の大部分は家財の流失、破損のため生活の根柢を失つて

いる現狀である。向來の季節これ等被災民に對し早急に救護の途を講ずる必要があるが建築資材、修理資材の入手難のため如何ともなし得ない現狀にあるから、セメント、鐵、硝子、木材等陳情書記載物資の至急配給方取計されたいとの陳情。

(陳第五百七十一號)昭和二十二年十月三十一日受理
大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情
奈良縣磯城郡倉橋池耕種地整理組合會長 平井宗太郎

磯城郡三輪町附近七ヶ町村は、縣下主要の米作地であるが、水源地の不備によつて毎年かん害に悩まされこれが對策として用水、補給計畫を樹立してその事業の促進を見たが、最近の經濟諸狀勢から完成に一大支障を生じている、現狀であるから、國家的食糧増産の見地から昭和二十二年事業豫算の増額をされ早急に完成されたいとの陳情。

(陳第五百七十二號)昭和二十二年十月三十一日受理
農地制度改革に關する陳情
大分縣東國東郡武蔵町海外引揚者團體協生會長 難波照治

農地買収計畫實施時期に關する農林大臣内訓及び同次官依命通牒は、何れも法の原則を例外に例外を原則に、正反對に地方長官宛通達していることが知られて、この結果地方長官以下農地改革司政務等に在る官吏を始めとして各級農地委員等の公吏が、重大なる誤謬に陥つておるから、右通牒を訂正されると共に海外引揚者の歸農に要する農地に關する特例を設定されたいとの陳情。

(陳第五百七十三號)昭和二十二年十月三十一日受理
奈良縣下のかん害對策に關する陳情
奈良縣農民大會議長 加藤三郎

大和平野における耕作は、河川に恵まれます、ため池及び井戸等の小施設によつて用水を補給降雨に依存しているが、例年かんばつをひき起している。本年のかんばつは本縣の耕作史上未だの激甚であつた。これが應急對策としてかん害地帯農家は多額の資金、資材、勞力を投じて種々の設備を行つたが、これに對し國家よりの補償が與えられないと次年度の再生産は勿論生活すら保ち難い慘狀であるから、二億數千萬圓の國庫補助と、十津川分水等の根本對策を要するとの陳情。

(陳第五百七十四號)昭和二十二年十月三十一日受理
農業協同組合法案中に新炭を明記することに關する陳情
長野縣新炭生産者代表 櫻田茂美外十名

現在薪炭生産業者を無視した林業業者の農業協同組合法案中より薪炭部門を削除せんとする舉に出たるは明らかに實狀に即しないもので現生産者中八割が農家である實體を考えられ、農民の經濟的、社會的地位の向上を計る協同組合の根本趣旨を了せられ作文的林業業者の言に左右されず同法案中に薪炭生産を明記されたいとの陳情。

昭和二十三年三月二十三日印刷

昭和二十三年三月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局